

Title	南京関係地理空間情報の紹介と利用の可能性
Author(s)	山本, 一
Citation	近代東アジア土地調査事業研究ニューズレター. 2015, 6, p. 4-22
Version Type	VoR
URL	https://doi.org/10.18910/60262
rights	
Note	

Osaka University Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

Osaka University

南京関係地理空間情報の紹介と利用の可能性

山本 一

はじめに

片山剛教授を筆頭とする我々研究チームは、民国期の南京市區・郊區で行われた一連の土地調査事業を主な研究対象としてきた。この研究は、片山教授が「1930年代広東省土地調査冊の整理・分析と活用」（基盤研究 A、2005～2008 年度）、「中国における土地領有の慣習的構造と土地制度近代化の試み」（基盤研究 A、2011～2014 年度）という 2 度の科研費を獲得したことによる。しかし、第一次科研の研究課題名から分かるように、当初は片山教授が長年研究対象としてきた広東を想定したものであった。本科研で、今回のワークショップのように南京を主対象とするような大転換がなされたきっかけは、台湾の国史館で 1947 年頃作製の南京市江心洲の地籍図を発見したことであった。

2006 年、当時台北に留学中であった大坪慶之氏の紹介で、片山教授と小林茂教授（当時は大阪大学教授、現在は同名誉教授・大阪観光大学教授）が国史館に史料調査へ赴いた。目録をひもといていると「地籍図」なるものが所蔵されていることが判明し、閲覧してみたところ、前述の南京市郊外の江心洲の地籍図であった。

農村の社会経済を専門としてきた片山教授をはじめとする科研メンバーは、ミクロな地理空間情報を視覚的に提供してくれる史料の幸運な発見に快哉を叫び、氣勢をあげてその収集とデータ分析に没頭した。その後、当該地籍図を手に江心洲へ赴いて行った実地調査については [大坪・片山 2007] に、地籍図の分析に関しては [片山 2007] にそれぞれ詳しい。さらに台北国史館・中央研究院や南京市檔案館で資料収集を行うだけでなく、人文地理学の小林茂教授が代表を務める科研費「未利用の海外所在東アジア近代地理資料の集成と活用」（基盤研究 A、研究課題番号：24240115）と連携することで、その研究成果や調査ノウハウ、そして海外調査資金の提供を受け、いっそうの地理空間情報に関する資料を求めて太平洋を渡り、ワシントン DC でも作業を行った。本稿は、それら地理空間情報を紹介し、今後の研究にどのように活用できるかという可能性を探る試みである。

1. 南京関係の地理空間情報

科研チームが台北・南京・ワシントンで収集した南京関係の地理空間情報は大きく分けて、「登記文書」、「地籍分段図」、「地籍索引図や原図・公布図」、「空中写真」の 4 種類がある。以下、それぞれについて紹介する。

(1) 登記文書

1934～1936 年に国民政府下の南京市で「全市不動産登記」（「強迫登記」、「総登記」）が

実施される¹。その際に、各筆の土地登記について、関連する文書を一件にまとめた「ファイル」が作成された。これを我々は「登記文書」（ないしは「一件文書」と呼んでいる。この登記文書は国史館に 12,000 件あまり、南京市房産檔案館に約 20,000 件が保存されていると推測されるが²、我々は閲覧・複写が可能である国史館にて登記区第 4 区を中心に調査を行っている。登記文書は以下の様に、茶色の袋に収められ、さらに国史館が整理のために付した白色の厚手の紙に挟まれている。



【馬 Y1 の登記文書の表紙】

登記文書中には、各筆の状況によって異なるが、基本的には以下の書類が必ず収められている。

- ①土地所有権登記申請書（申請書）
- ②契拠
- ③地産登記審査用図
- ④契拠審査報告書
- ⑤公告掲載許可通知
- ⑥土地登記繳費通知存根

その他、指界単、筆録、公告、保証人証明書、他項権利清摺等が含まれる場合もある。上記①～⑥中の地理空間情報は③の地産登記審査用図であるが、登記文書全体の紹介を兼ねて、以下では①～⑥全てについて述べたい。

① 地所有権登記申請書（申請書）

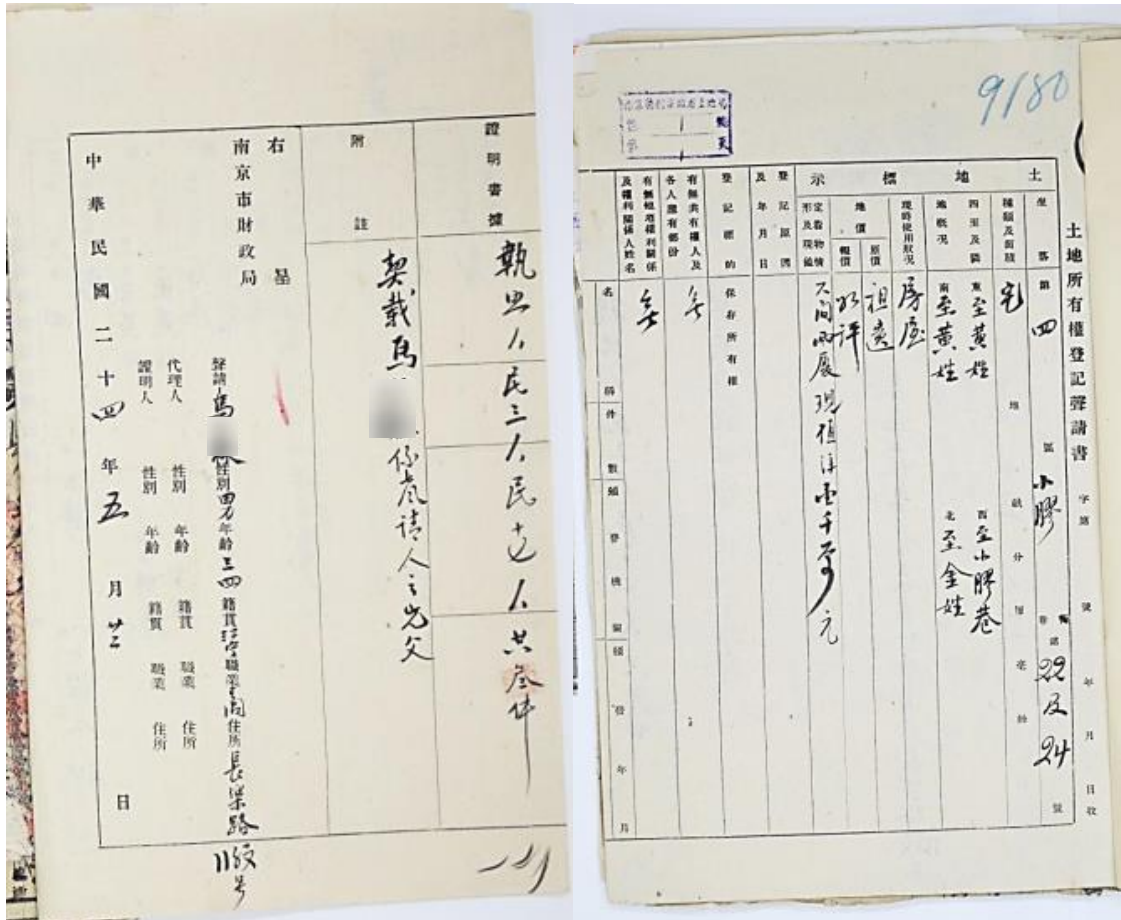
全市不動産登記が始まると、各筆の土地に権利を持っている者は、その権利を申請しな

¹ 国民政府の登記政策については、[田口 2008] を参照。

² 本ニューズレター所収、荒武達朗「1930年代南京の都市不動産登記文書と現在の秦淮区磨盤街社区：われわれのフィールドについて」参照。

なければならない。権利には所有権のほかには他項権利があるが、このうち所有権の保有者がまず政府に提出するのが、①土地所有権登記申請書と②契拠である。

①土地所有権登記申請書には、土地標示（坐落、種類及面積、四至及隣地概況、現時使用状況、地価（原価、報価）、定着物情形及現値）、登記原因及年月日、有無共有権人及各人応有部分、有無他項権利関係及権利関係人姓名、証明書拠、附註の各欄があり、最後に申請者等の姓名、性別、年齢、籍貫、職業、住所が記される。



【馬 Y1 の土地所有権登記申請書】

例えば上掲の馬 Y1 の登記文書（国史館請求番号：055000000464A）では、以下の通りである。

土地標示

坐落：第四区 小膠巷 第 22 及 24 号

種類及面積：宅地 [面積の数値は記載されていない]

四至及隣地概況：東至黄姓 西至小膠巷 南至黄姓 北至金姓

現時使用状況：房屋

地価：原価 祖遺 報価 照評

定着物情形及現値：六間兩廈 現值洋壹千二百元

登記原因及年月日：[記載無し]

有無共有権人及各人応有部分：無

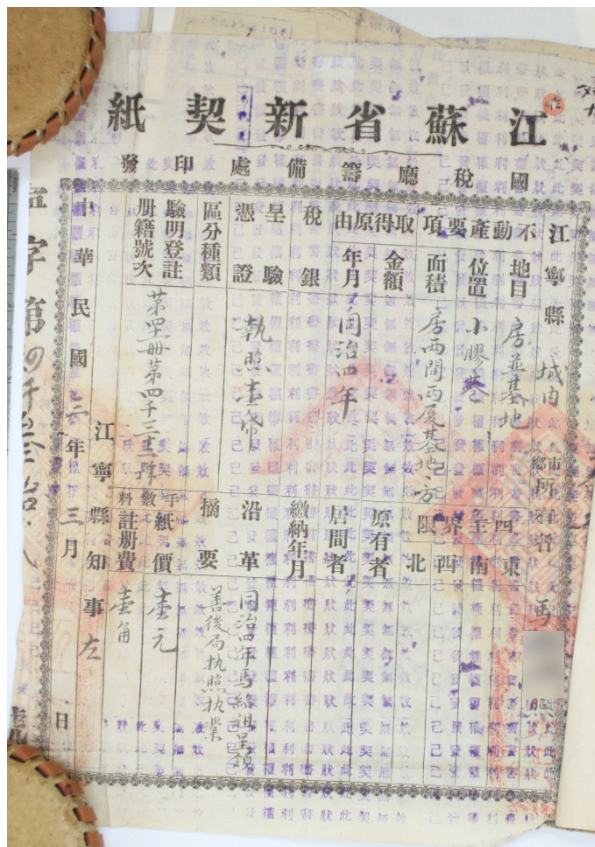
有無他項権利関係及権利関係人姓名：無

証明書拠：執照 1 民三 1、民十七 1、共叁件

附註：契載馬 Sz 係申請人之先父

申請人 馬 YI 性別 男 年齢 三四 籍貫 江寧 職業 商 住所 長樂路 259 号

次に登記文書中にあらわれるのは②契拠である。前出の馬 YI の土地所有権登記申請書では、「執照 1、民三 1、民十七 1、共叁件」、すなわち執照、民国三年（1914）、民国十七年（1928）の契拠がそれぞれ 1 件の合計 3 件提出されたことが分かる。実際、この後には執照 1 枚³、民国三年の江蘇省新契紙、民国十七年の国民政府財政部驗契紙が付されている。



【左：民国三年の江蘇省新契紙 右：民国十七年の国民政府財政部驗契紙】

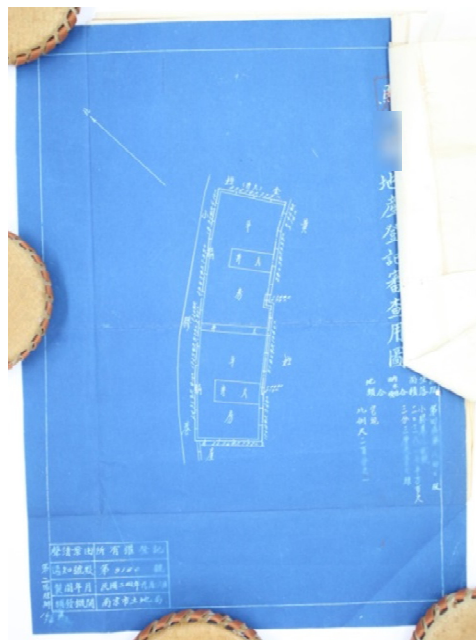
このように契拠には各筆の土地の来歴が記されており、太平天国後の同治年間以降のものが多いが、中には乾隆年間のものもあり、土地関係契約文書の一大宝庫といえるほど、史料的价值は高いと思われる。

³ この執照は完全に綴じ込まれており撮影できなかつたが、登記文書内の他の書類から、同治四年（1865）に江寧善後局が発行した執照であると考えられる。

なお、申請者が①申請書と②契拠を提出すると、地政機関（当時は財政局土地処）は申請を受け付けた証拠として、「聲請文件収據」を申請者に発給する。この「収據」には申請書1紙と契拠（この場合には3件）を受領したことが書かれている。そして、審査・公告等を経て登記が許可され、申請者が「土地書状」（土地所有権状）を受領する時には、受領者が申請者本人である証拠として、この「収據」を持参しなくてはならない。

さて、契拠の次に登記文書中にあらわれるのは、③地産登記審査用図である。これは後に述べる地籍分段図（戸地図）と内容的に似通っており、各筆の土地・建物等の形状、面積等が記されている。

地政機関が②契拠を精読し、実地調査を経て③地産登記審査用図が作製され、土地登記に関する審査が完了すると、④契拠審査報告書が作成される。前頁に示した契拠審査報告書の内容を、馬 Y1 の記載内容とともに記すと以下の通りである。



【馬 Y1 の地産登記審査用図】

土地標示

坐落：第四区 第八四〇段 小膠巷 第22、24号

種類及面積：宅地 0畝3分3厘9毫7絲

四至及隣地概況：東至黃姓屋 以隣牆公牆及己牆為界 南至黃姓天井 以己牆為界
西至小膠巷 北至金姓天井 以己牆為界

定着物情形：房屋

申報地価：每方估洋廿五元（計值五百壹拾元）

申報定着物現値：洋一千二百元

現時使用狀況使用人姓名及與所有人關係：自住

所有權來歴

上首各契拠及移轉実情：祖遺

契載所有權人姓名実情：馬 Sz 係声請人之先父

檢驗關係書拠結果：新契 驗契各一紙

掲載共有人姓名住所実情：無

他項權利關係

權利關係人姓名住所：無

各種權利內容來歴：無

隣界及關係人姓名住所：無

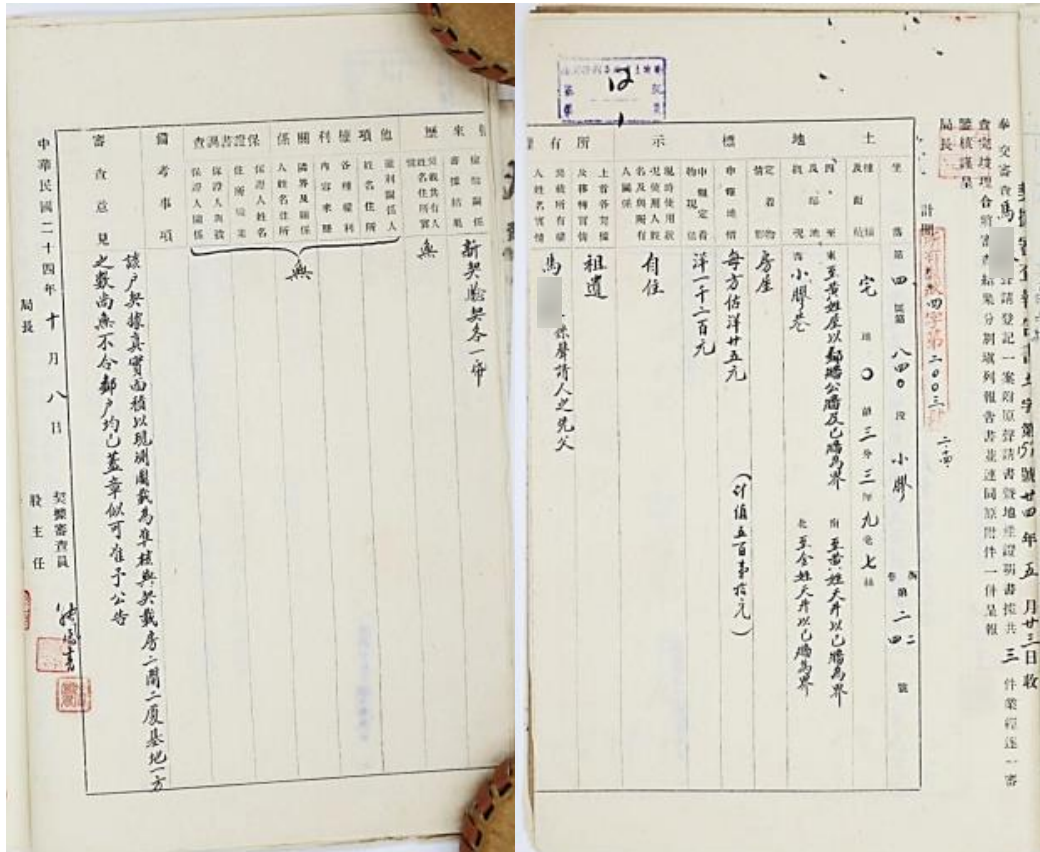
保証書調査

保証人姓名住所職業：無

保証人と被保証人関係：無

備考事項：[記載無し]

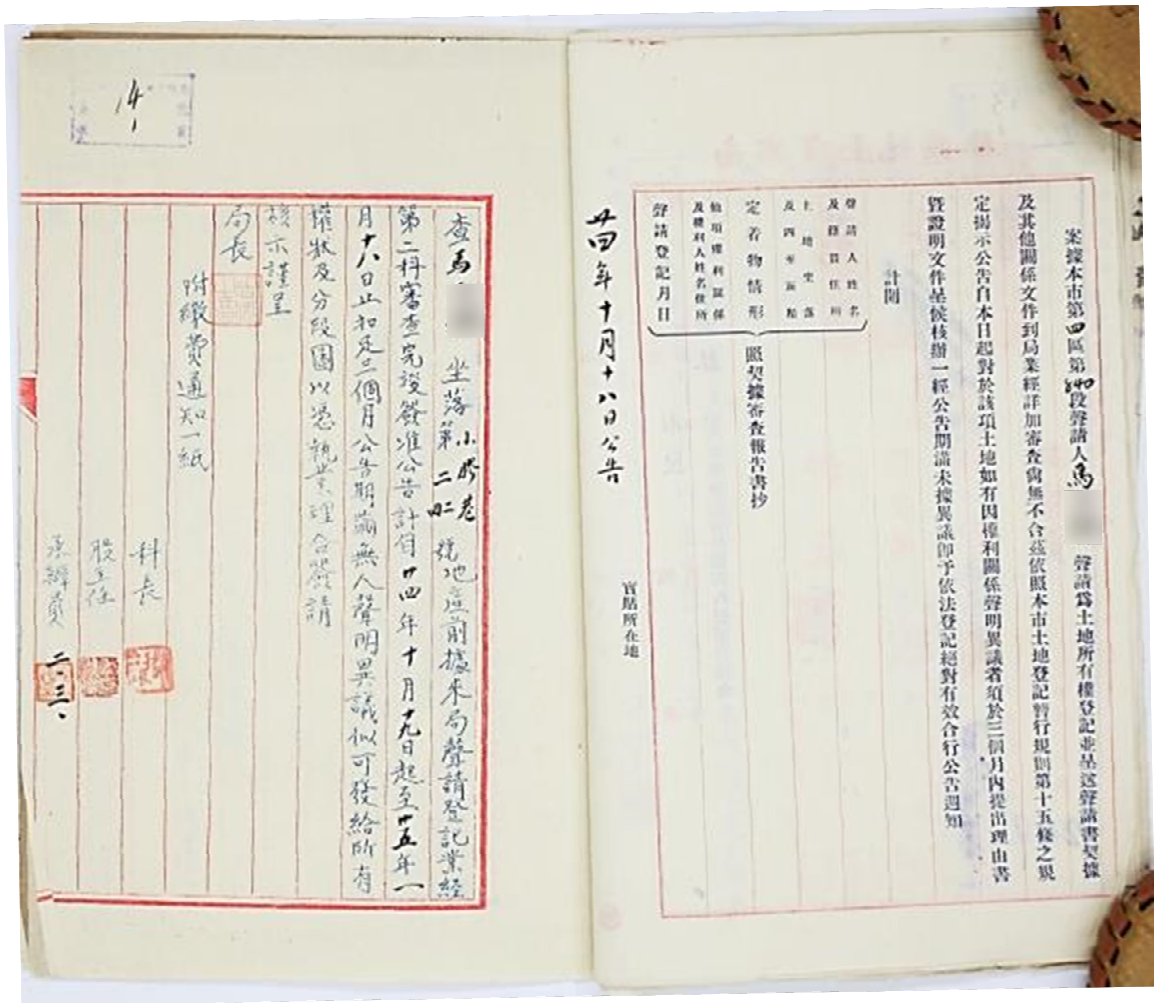
審査意見：該戸契據真實。面積以現測図載為準。核與契載房二間、二廈、基地一方之數、尚無不合。隣戸均已蓋章。似可准予公告。



【馬 Y1 の契拋審査報告書】

以上のように、登記申請者の①土地所有権登記申請書と②契拋をもとに審査が行われ、その結果が記されている。馬 Y1 の場合、最後の審査意見には「該戸（馬 Y1）の契拋は本物であります。面積は現在実測した〔審査用〕図に記載したものを基準とします。調べましたところ、契拋には房二間、二廈、基地一方とありますが、その数は〔実際の状況と〕符合いたします。隣の家も全て既に〔その内容が正しいと〕捺印しております。公告を行ってよいと判断します。」と記され、一連の審査が順調に終わり、次の公告に移ってよいと報告されている。

公告とは、ある土地の所有権等の権利登記が申請され、政府はそれを認めたが、他に異議を唱える者がいないかどうかを調べるため、その土地の登記審査が終了した旨を当該地段及び新聞等に掲載し、その異議申し立ての期間を設けるものである。⑤公告掲載許可通知には、その公告の期間が記される。この馬 Y1 の場合、公告期間は民国 24 年（1935）10 月 19 日～翌年 1 月 18 日までの 3 ヶ月間であった。



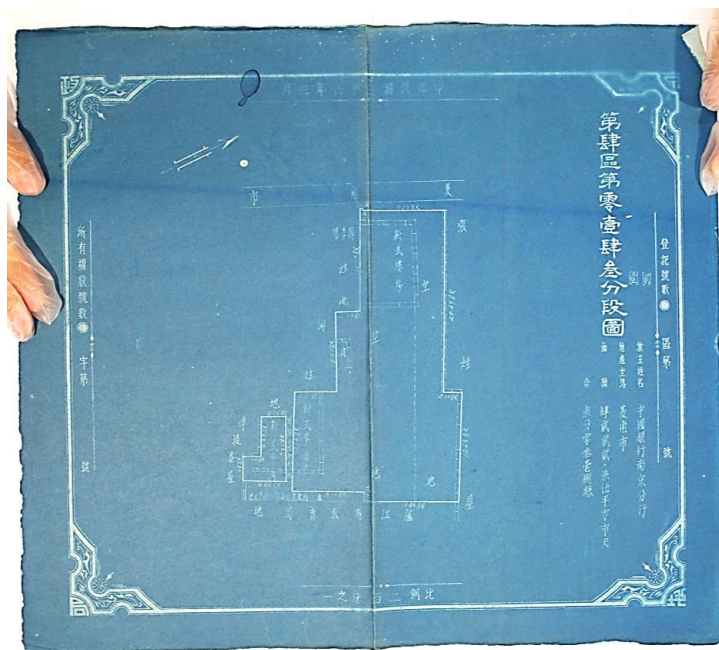
【馬 YI の公告掲載許可通知】

以上の過程を経て無事に審査・公告が終了すると、地政機関（当時は土地局）は「土地登記繳費通知」を申請者に送る。その控えが⑥土地登記繳費通知存根であり、「書状」（所有権状）を発給するので、所定の登記費・書状費等を支払うことを通知していることがわかる。申請者は、登記費等を支払ったうえで、申請時に受領した「聲請文件収據」を地政機関に提出し、図状（分段図と所有権状）を受領する。一方、地政機関は図状を発給した証拠として「声請文件収摺」を受け取り、そこに「図状発訖」のスタンプを捺して保存する。以上で、登記手続きが完了する。

ほとんどの登記文書中には、地政機関が申請を受け付けたことを証明する「声請文件収摺」と、登記費・書状費等の納入を通知した文書の控えである⑥土地登記繳費通知存根とが入っている。つまり申請者は、申請時に①土地所有権登記声請書、②契摺を提出し、受付証明書である「声請文件収摺」を受け取る。そして審査・公告が完了すれば、登記費等を支払ったうえで、その証明書を提出して、所有権状と分段図（戸地図）を受け取るのである。

(2) 地籍分段図

地籍分段図とは、1946～1948年に作製された、各筆の土地区画を対象とする青焼きの地図である。これらは各戸の土地ごとに作製されており、「戸地図」の一種である。地籍分段図の詳細については、本ニューズレター所収の大坪慶之「1930～40年代作成の南京市戸地図について」に詳しいので、ここでは詳細を省くが、我々科研チームは、当時の登記区第4区の地籍分段図のうち、国史館所蔵分については、地図上の文字情報を全て入力し終えており、また、中華路より東側（後述する地籍索引図の第1～15幅まで）は写真撮影済みであることを附言し、その一例を下に示すのみにとどめることとする。



【中国銀行 南京分行の地籍分段図】

右上に「第四区 第零壹肆叁 [壹] [貳] 分段図」と地段の番号が示され、下には以下のようなデータが記される。

業主姓名：中国銀行 南京分行
地産坐落：菱角市
面積：肆貳貳貳・柒伍平方市尺
合：柒分零叁毫捌絲

つまり、第4区 第0143段-1(2)号（1(2)は枝番）に該当する、中国銀行 南京分行のこの地段は、菱角市に位置し、面積は4222.75平方市尺、すなわち0.7038畝である。

この地籍分段図は登記文書中の審査用図とほぼ同じ形式の青焼き地図である。しかし、審査用図が登記の審査段階で作製されるものであるのに対し、これは公告が終了した段階で作製され、その地段の所有者に発給される分段図の控えと推測される。

(3) 地籍索引図や原図・公布図

これまで見てきた地理空間情報に関する資料は、各筆ごとに作製されたいわばマイクロな情報を示すものである。それぞれの地段に番号が与えられているが、実際にその地段が南京市のどこに位置するのかということは、これまで紹介した資料の情報では大まかな坐落が表示されるだけであるので、判別しがたい。そこで必要となるのは、マイクロな土地の位置を地図上で判別するためのマクロな情報である。これが地籍索引図である。

我々はこれまで3種類の地籍索引図を収集している。

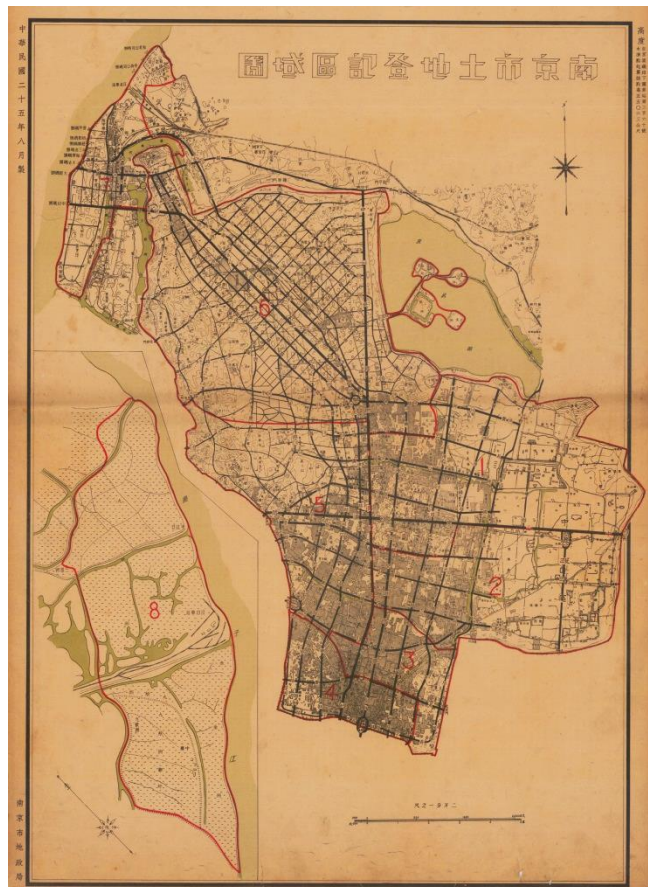
- ①1930～40年代の地籍原図や公布図
- ②1936年8月刊の地籍索引図
- ③1951年の地籍索引図

①については、[大坪・片山・山本・荒武 2007] や [山本 2014] にて既に詳しく紹介されているため、そちらを参照されたい。

②は2014年夏の台湾調査の際に、中央研究院の廖玄銘氏から提供していただいたものである。元来内政部地政司に所蔵されていたものを、中央研究院がスキャンし、現在インターネット上で公開されている⁴。南京市全体（第1～8区）についての地籍分段図であり、合計360枚（冒頭の凡例等の文章も含む）である。これと同じものは南京市房産檔案館にも所蔵されており、その概要は[大坪 2009] に詳しい。ただ、南京市房産檔案館では撮影・複製ができなかったため、ここで第4区の地籍分段図を実例として紹介したい。

まず「南京市土地登記区域図」によって、南京市全体と各区の範囲が示される。次に各区の「分幅図」で各区内をいくつかの範囲で区切って、索引図が作成されたことが示される。そして各範囲の細かな索引図があり、その中には各筆の地段の番号が示され、地籍分段図（戸地図）と対応が可能となっている。

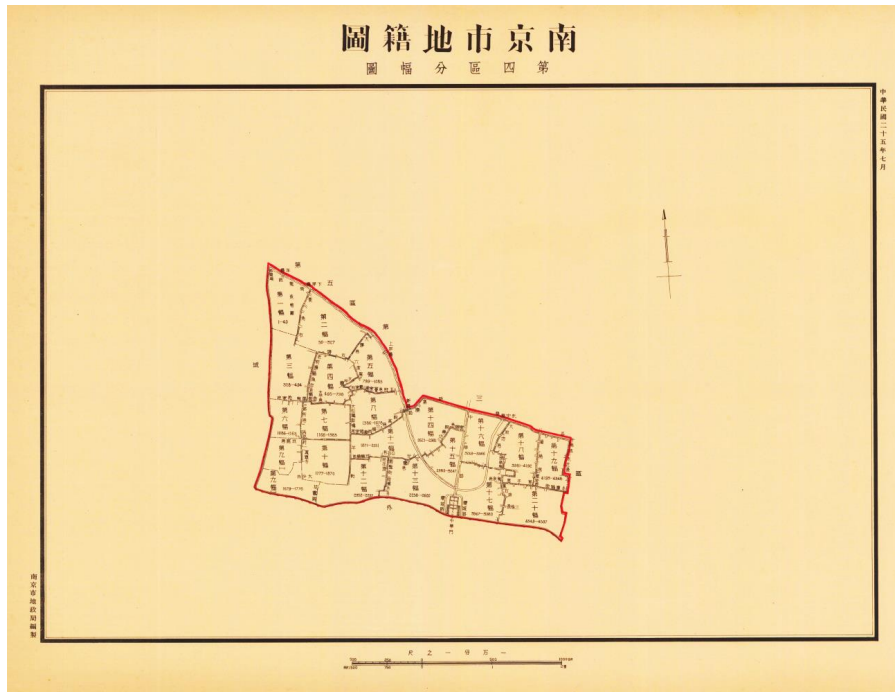
最後に③1951年の地籍索引図であるが、これは中華人民共和国建国後の1951年に作製されたものであり、現在南京市檔案館に所蔵されている。これは大きな図冊であるが、檔



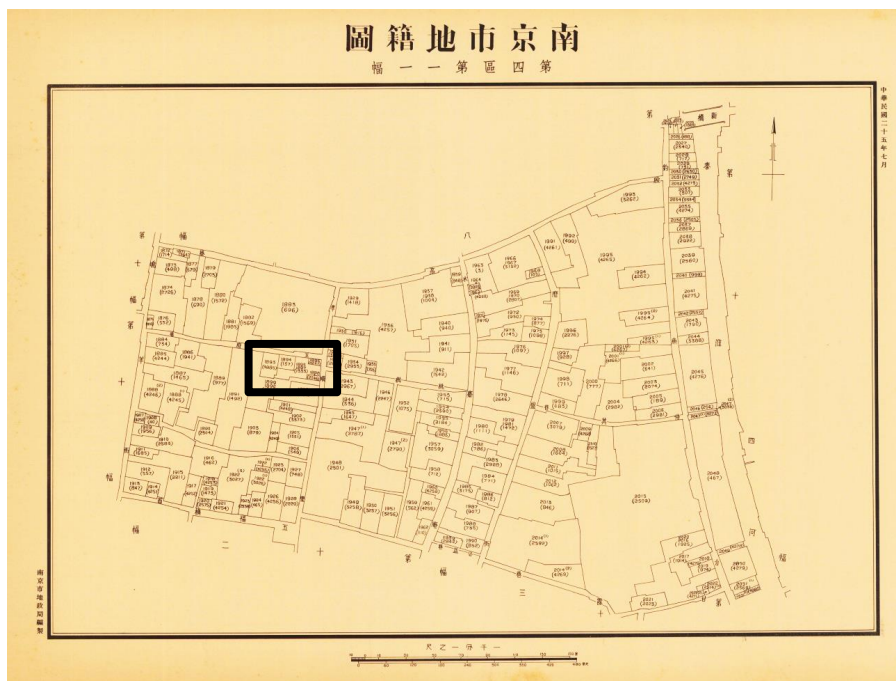
【南京市土地登記区域圖】

⁴ 中央研究院人文社会科学学研究中心ページ内の「資料庫」から入れる、地図數位典藏整合查詢系統 (URL <http://map.rchss.sinica.edu.tw/cgi-bin/g32/g3web.cgi/login?o=dwebmge&cache=1425020177228>) にてキーワード検索が可能である。

案館の規定上、その一部のみの撮影が許可された。次々頁にその写真を掲載する。これによれば、民国期に第4区とされた中華門付近の地域は、中華人民共和国では第3区とされていることがわかる。また、図の様式も民国期の地籍索引図とは異なる部分があるが、これについては後段にて述べたい。



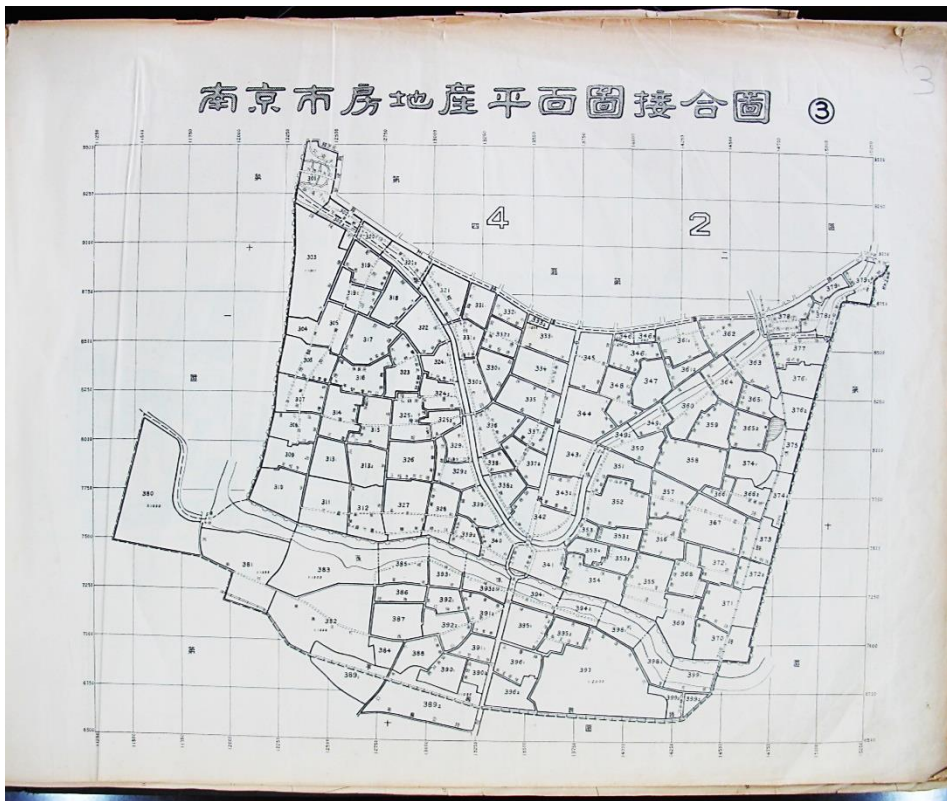
【地籍索引図（南京市地籍図 第四區分段図）】



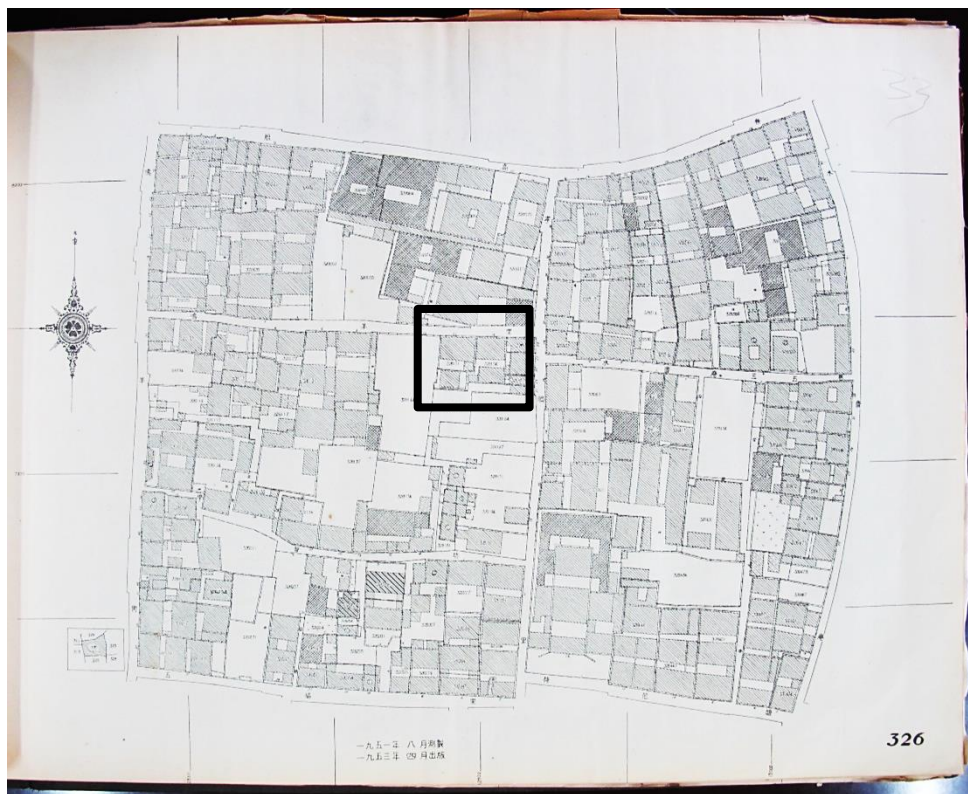
【地籍索引図（南京市地籍図 第四區第一一幅）】



【南京市房地產平面圖分區圖】



【南京市房地產平面圖接合圖③】



【第3区の中の地籍索引図】

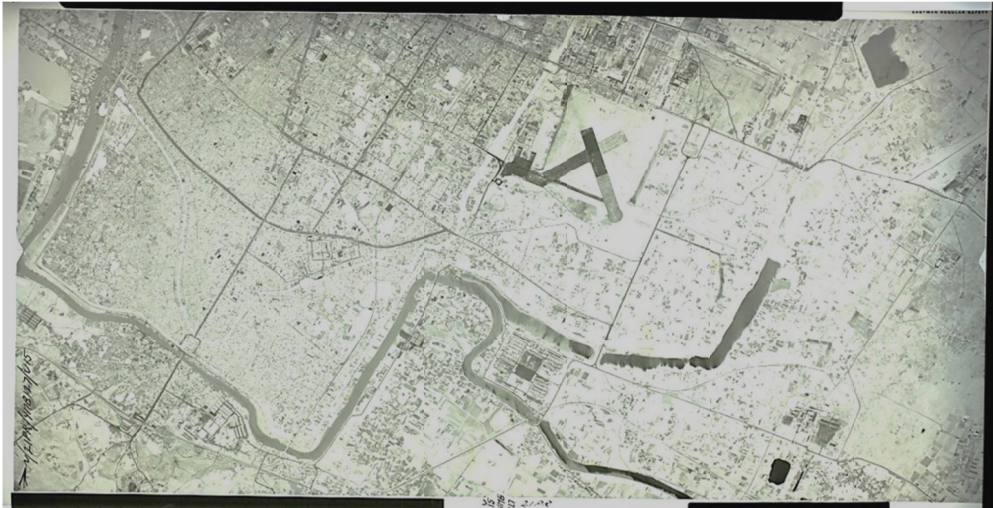
(4) 空中写真

最後に紹介したいのは、アメリカ軍が撮影した空中写真である。アメリカ議会図書館 (Library of Congress) には、1929年9月の南京市を撮影した空中写真が印刷された状態で保存されている。またアメリカ国立公文書記録管理局 (National Archives and Records Administration, 以下NARAと略記) にも、同様の空中写真が印刷後、ラミネートされた状態で保存されている。さらにNARAには、写真のネガではあるが、1943～45年に撮影された空中写真と1960年代のU-2機による空中写真⁵が所蔵されている⁶。この中で地理空間情報として特に貴重であるNARA所蔵の空中写真について紹介したい。

上述のように、NARA所蔵の南京関係の空中写真は大きく①1943～45年のものと②1960年代のU-2機によるものに分けられる。ネガの大きさは、大きなものは縦約25cm×横約45cmの長方形、小さなものは縦横約25cm四方の正方形であり、どちらも大きなロールに巻かれている。①には長方形のネガも正方形のネガも混在しているのに対し、②は全てが長方形である。縮尺に関しては、航空撮影の性格上、航空機の高度が一定しないため、厳密な数値は出せないが、①は標定図 (空中写真がどの地域を撮影したものであるかを示した図) によると、1/8200～1/62000とまちまちではあるが記載されているのに対し、②の標

⁵ U-2機による空中写真撮影に関しては [佐藤・鳴海・小林 2014] を参照。

⁶ この他、中央研究院にもアメリカ軍が撮影したと思われる空中写真が存在するが、その来歴や撮影時期等、基礎情報が不明であるため、ここではその存在に言及するのみにとどめる。



【1944年8月17日撮影の空中写真】

※左下に中華門が見え、中央やや右上に空港が見える。空港は現在の明故宮に位置する。



【1960年代、U-2機撮影の空中写真】



【上掲 U-2 機撮影の空中写真の四角部分の拡大図】

※一筆一筆の土地の区画や形状まで視認可能である。

定図には縮尺が示されていないため不明である。ただ、画質という点では、②の方が広範囲を高解像度で撮影していることが分かる。前頁にサンプルとして①・②の画像、及び②の拡大画像を付すので参照されたい。

2. 地理空間情報のもつ可能性

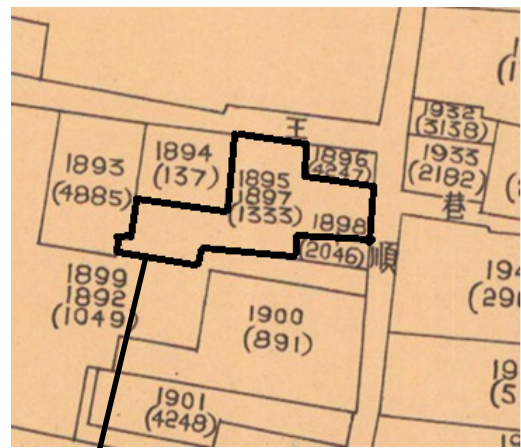
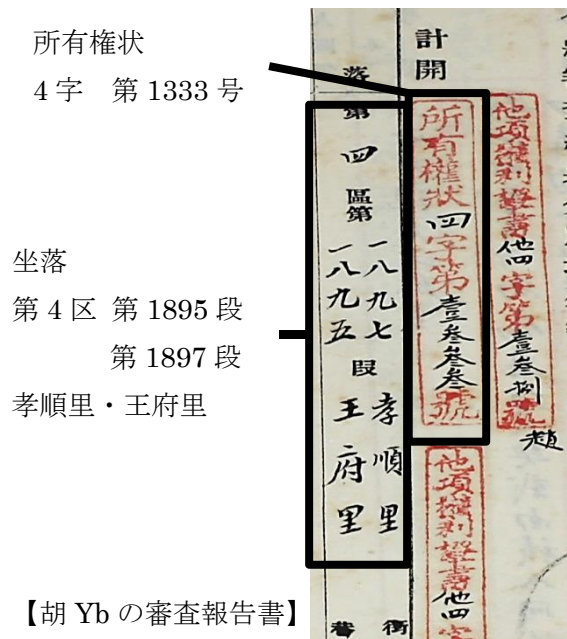
前節で紹介した地理空間情報は、どのような活用が可能であろうか。この点については、これから科研チーム内で成熟させていく必要があるが、以下に初歩的な可能性として 2 点挙げたい。

(1) 各筆地段の位置を特定する

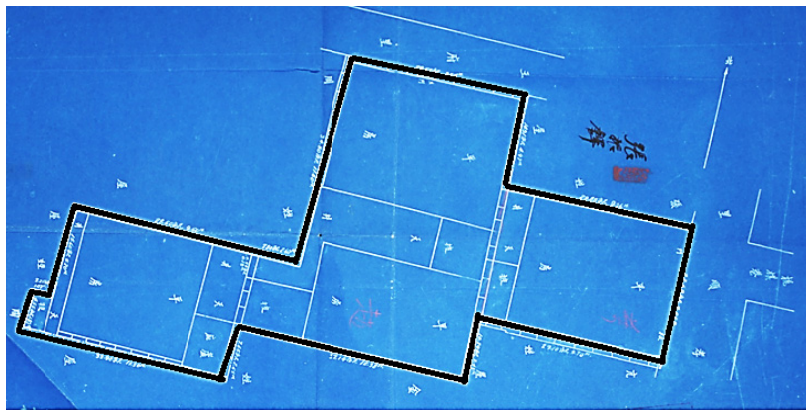
登記文書や地籍分段図（戸地図）には、地番や住所は示されるが、具体的な位置を比定することはできない。そのために地籍索引図が存在するのであるが、どのような方法で位置の特定ができるのか、以下に一例を用いて示したい。

胡 Yb という人物の登記文書（国史館請求番号：055000006862A）の審査報告書には、右の欄外に「所有権状 4字 第1333号」と記されており、この地段の所有権状の発給番号が 4 区の 1333 番であることが分かる。また坐落は「第 4 区 第 1895 段 第 1897 段」であり、孝順里・王府里に位置することが分かる。この位置を地籍索引図から比定してみよう。前掲【地籍索引図（南京市地籍図 第四区 第一幅）】中に付した四角部分を拡大した図が下の【第 4 区第 11 幅拡大図】である。この中に 1895 1897 (1333) と記された区画の地段が発見できる。その形状と登記文書中の審査用図（次頁【胡 Yb 登記文書中の審査用図】）の形状を比較すると、一致することが分かる。すなわち地籍索引図中の括弧がついていない番号は登記の際に振られた地段の番号であり、() 内の数字は所有権状の番号であることが理解できよう。

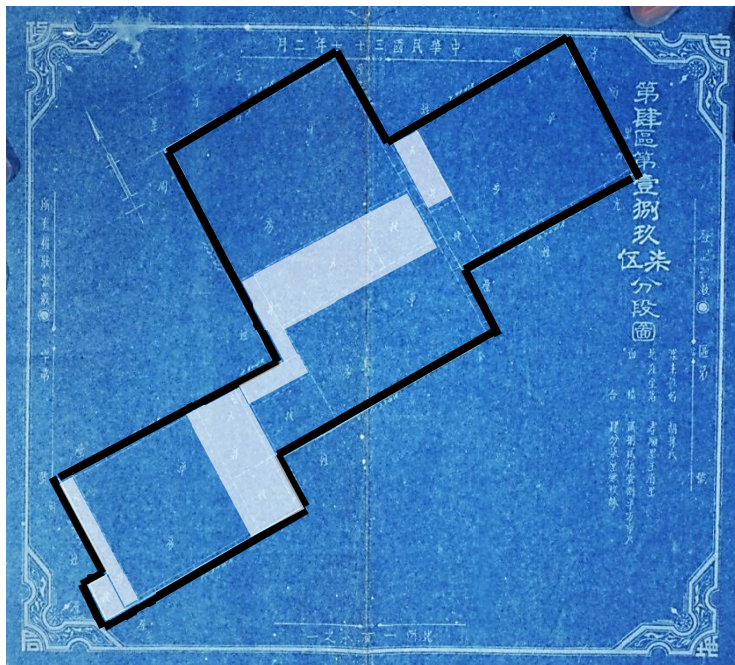
さらに同地段の地籍分段図（次頁【胡 Yb と同地段の 1947 年の地籍分段図】）には、地段内の建築物の形状が示されている。これによ



1895
1897 (1333) 【第 4 区第 11 幅内拡大図】

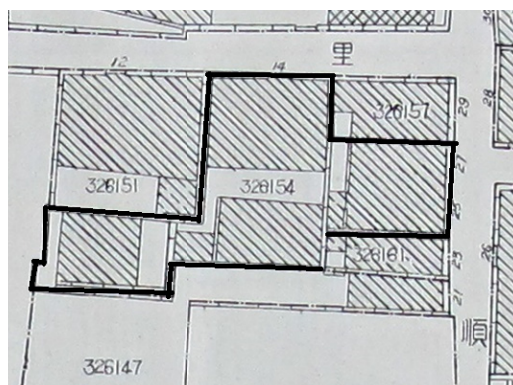


【胡 Yb 登記文書中の審査用図】



【胡 Yb と同地段の 1947 年の地籍分段図】

※白色部分は「天井」・「披」とあり、居住用建造物のない場所を指す。



【胡 Yb と同地段の 1951 年の地籍索引図】

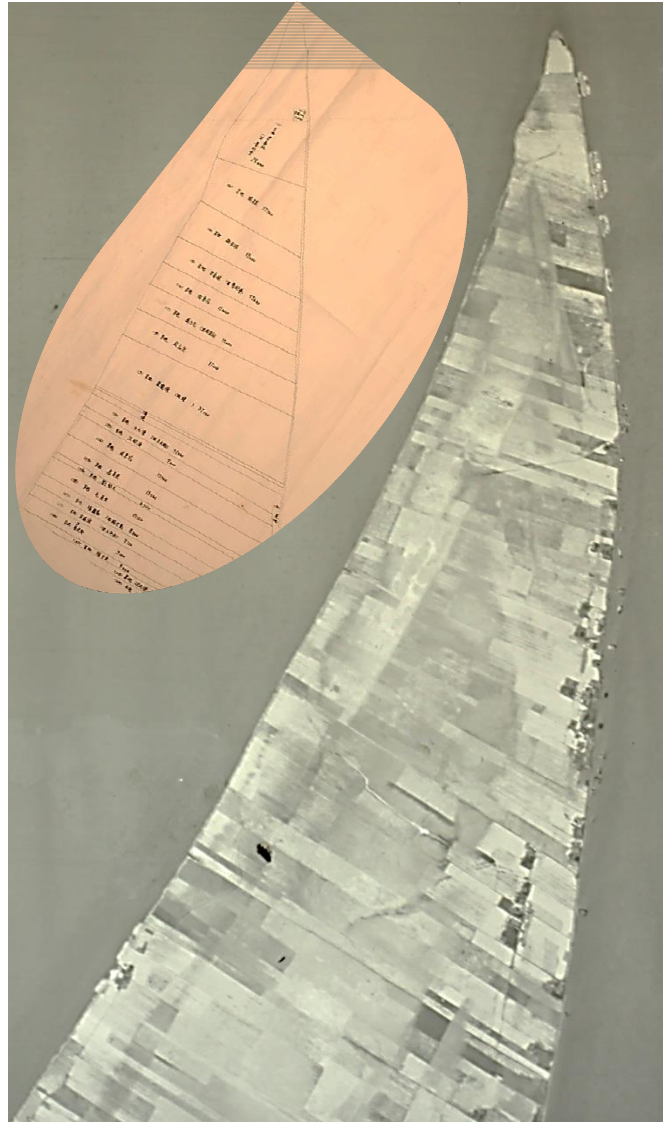
れば、筆者が白色で示した部分は「天井」ないしは「披」、すなわち居住用建築物が存在しない部分である。これとともに前掲 1951 年の【第 3 区における地籍索引図】で四角を付した地段（前頁【胡 Yb と同一地段の 1951 年の地籍索引図】）とを比較すると、建築物があるところは斜線が付され、居住用建造物がない場所は空白となっている⁷。両者を比較すると、その形状が一致することが確認できる。つまり、同地段の一連の地理空間情報を経年的に追跡することで、単に登記文書の地段の位置を比定できるだけではなく、その地段内の建築物の変化や土地区画の変化を視覚的に理解することが可能となるのである。

（2）開発史・都市史への利用

本科研チームが収集した地理空間情報は、ミクロな情報を提供してくれるとともに、南京市及び周辺の農村をもカバーしているため、マクロに土地利用の変化や都市の発展過程を考察する材料を提供してくれる。南京市西部の長江に浮かぶ中洲の江心洲の地理空間情報を一例に、その経年変化を簡単に見ていきたい。

右に挙げた 2 枚の図は江心洲の一番下流側の部分を示している。【1945 年の江心洲空中写真】では、民家は東側の河岸に点在するだけでそれほど多くなく、また農地や道路もあまり整備されていないように見受けられる。さらにほぼ同時期の【1947 年頃の江心洲地籍索引図（公布図）】でも、同地域はやはり民家が少ないことが分かる。

続いて次頁【1960 年代、U-2 機撮影の江心洲空中写真】では、排水溝が作られ、また堤防や道路も整備されて



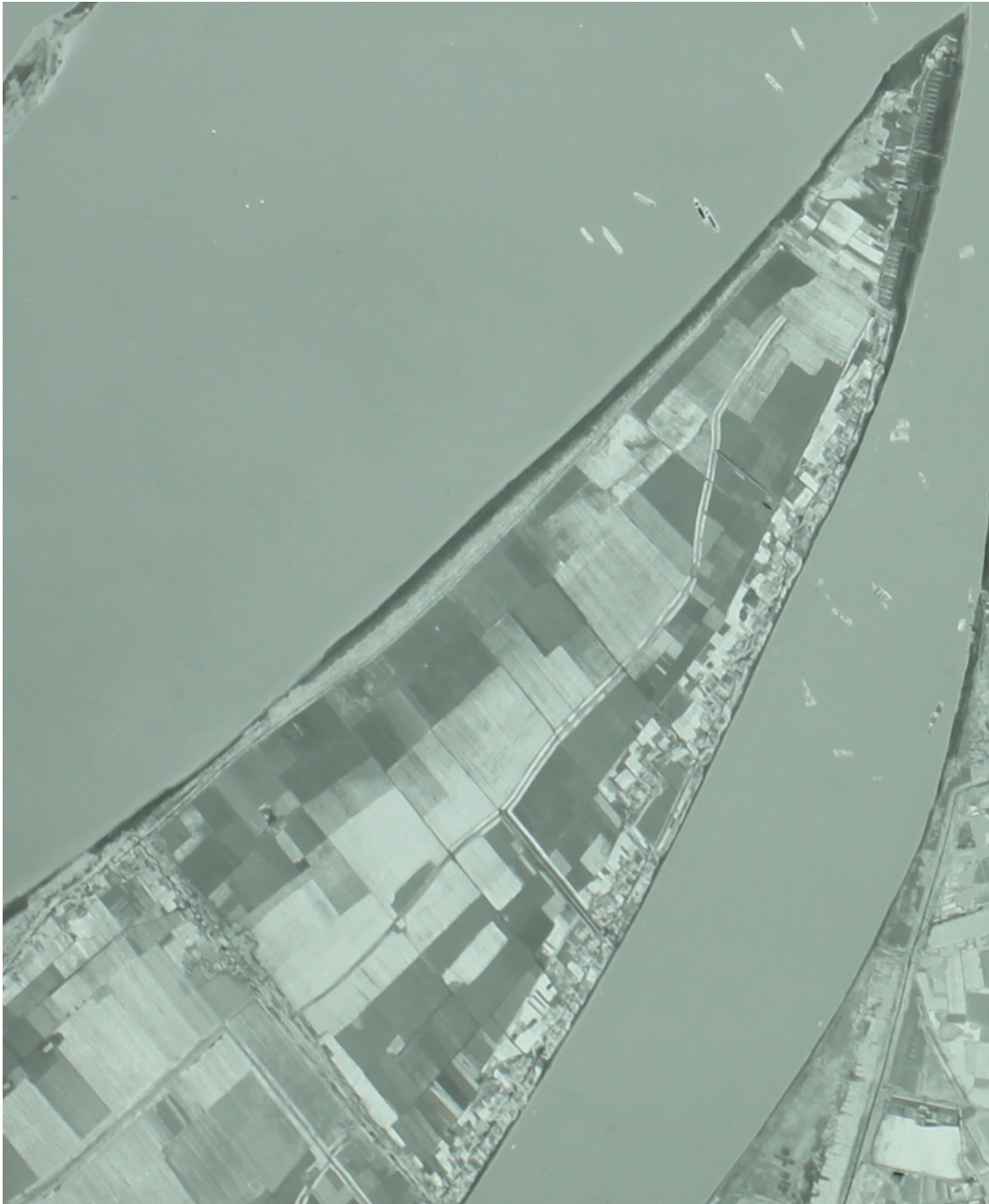
【左上：1947 年頃の江心洲地籍索引図（公布図）】

【右：1945 年の江心洲空中写真】

※縮尺が異なるため単純に同一視は出来ないが、同時期の同地域を示した地理空間情報ということで、両者の対比は意味を持つだろう。

⁷ 1951 年の地籍索引図の冒頭には、図例が掲載されており、建造物の様式（中国式か西洋式か、また何階建てなのか等）によって図示の方法を変えている。

いるようである。さらに東側の民家も以前の空中写真に比べて増加している様子が見て取れる。加えて最下流の尖端まで農地の開発が進行している様子が分かる。そしてその次頁に付した【衛星写真（Google Earth）による現在（2012年）の江心洲】では、西側の河岸沿いにも民家が作られている様子が見え、さらに開発が進んでいると考えられるのである。このように、同地域の地理空間情報を時代別に比較することにより、都市や農村の開発の歴史を探ることが可能になると考えられる。



【1960年代、U-2機撮影の江心洲空中写真】

おわりに

本稿で紹介した地理空間情報の利用の可能性については、正直まだ手探りの状態であるのが本音である。これまでの日本の中国史学界において、地理空間情報は対象地域の紹介や文献中の施設・地点の確認として用いられることが多く、地理空間情報を考察の中心に据えた研究は、管見の限りほぼ皆無であるといつてよい。これは日本の中国史研究が文献史学に重きを置き、大いなる発展を遂げたことと無関係ではないであろう。無論、文献史学を貶める必要はないが、その文献史学においても、現在中国・台湾において明清時代の檔案史料が公開されたり、徽州文書といった特定地域の文書等、様々な史料が利用可能となっている現在、これまでの歴史学とは異なる視点を有した研究が望まれるであろう。我々に課された使命は、無限の可能性を秘めた地理空間情報と格闘しつつ、その利用方法を探ることにある。本科研は今年度で終了するが、中国社会経済史研究の新たな扉は既に開かれており、その向こうへ踏み出す方法を考える段階にあるのではないだろうか。



【衛星写真（Google Earth）による現在（2012年）の江心洲】

参考文献

- 大坪慶之・片山剛・山本一・荒武達朗 2007「台湾収集の地形図および地籍図について—その分析・活用と資料的価値—」『近代東アジア土地調査事業研究ニューズレター』第2号、pp.121-140。
- 大坪慶之・片山剛 2007「2006年南京市江心洲調査報告」『近代東アジア土地調査事業研究ニューズレター』第2号、pp. 141-156。
- 片山剛 2007「江心洲地籍図をどう読むか：業権・佃権および開発史」『近代東アジア土地調査事業研究ニューズレター』第2号、pp. 157-169。
- 大坪慶之 2009「南京市房産档案馆収蔵の民国期地政資料について」『近代東アジア土地調査事業研究ニューズレター』第4号、pp. 136-148。
- 佐藤廉也・鳴海邦匡・小林茂 2014「アメリカ公文書館蔵、U-2機撮影の中国大陸空中写真画像について」『近代東アジア土地調査事業研究ニューズレター』第5号、pp. 79-84。
- 田口宏二郎 2008「南京国民政府時代の土地登記と「他項権利」——国史館蔵「土地他項権利証明書存根」試探——」『近代東アジア土地調査事業研究ニューズレター』第3号、pp. 9-25。
- 山本一 2014「台湾国史館蔵、民国期南京市郊区における青焼きの地籍図について」『近代東アジア土地調査事業研究ニューズレター』第5号、pp.124-130。